

令和5年6月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 6件  
(うち電動工具(ドライバー、充電式)1件、IH調理器1件、  
携帯電話機(スマートフォン)1件、電動アシスト自転車1件、  
エアコン(室外機)1件、エアコン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし  
  1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項  
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。  
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 石田、首藤、庄田

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300216	令和5年5月5日	令和5年6月15日	電動工具(ドライパー、充電式)	火災	作業場の車両内でバッテリーを装着した当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月5日
A202300217	令和5年6月4日	令和5年6月15日	IH調理器	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300218	令和5年5月14日	令和5年6月15日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月8日
A202300219	令和5年6月3日	令和5年6月15日	電動アシスト自転車	火災	駐輪場で当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202300220	令和5年6月3日	令和5年6月16日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	令和5年6月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300221	令和5年2月 ※不明	令和5年6月16日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグを汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月10日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし